

会

議

午前10時 0分開議

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、12番 増田 清君
であります。

ここで報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（鈴木 諭君） 朗読いたします。

平成26年12月11日。

下田市議会議長、土屋 忍様。

なお、発議者の敬称は略させていただきます。

発議者、下田市議会議員、伊藤英雄、同じく下田市議会議員、大黒孝行。

議第60号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別
紙の修正案を添えて提出します。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ここで暫時休憩いたします。

ただ今より議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集り下さ
い。

午前10時 1分休憩

午前10時26分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎委員長報告及び修正案の説明・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議
第55号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定について、議第56号 下田市特別職報
酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議第57号 下田市福祉事務所設置条

例の一部を改正する条例の制定について、議第58号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第59号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議第60号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第6号）、議第61号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）、議第62号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、議第63号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第64号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、議第65号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、請願第1号 行政書士法違反書類の下田市各機関への提出排除に関する請願、以上12件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生常任委員長、竹内清二君の報告を求めます。

竹内清二君。

〔産業厚生常任委員長 竹内清二君登壇〕

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第55号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定について。
- 2) 議第58号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。
- 3) 議第59号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。
- 4) 議第60号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第6号）（本委員会付託事項）。
- 5) 議第61号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）。
- 6) 議第62号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）。
- 7) 議第63号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）。
- 8) 議第64号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。
- 9) 議第65号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

2. 審査の経過。

12月8日の1日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より

土屋観光交流課長、鈴木市民保健課長、長友建設課長、佐藤環境対策課長、平山産業振興課長、日吉上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第55号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第58号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第59号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第60号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第6号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第61号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第62号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第63号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第64号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第65号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって、産業厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長、小泉孝敬君の報告を求めます。

小泉孝敬君。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第56号 下田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第57号 下田市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第60号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第6号）（本委員会付託事項）。

4) 請願第1号 行政書士法違反書類の下田市各機関への提出排除に関する請願。

2. 審査の経過。

12月8日、9日の2日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より楠山市長、糸賀副市長、野田教育長、鈴木企画財政課長、稲葉総務課長、楠山税務課長、大石地域防災課長、原福祉事務所長、黒田施設整備室長、土屋学校教育課長、鈴木生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

また、請願第1号の審査に当たっては、紹介議員、伊藤英雄氏の説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第56号 下田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第57号 下田市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第60号 平成26年度下田市一般会計補正予算(第6号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 請願第1号 行政書士法違反書類の下田市各機関への提出排除に関する請願。

決定、採択。

理由、含意妥当なものとして認めた。

以上であります。

○議長(土屋 忍君) ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

沢登英信君。

○7番(沢登英信君) 議第60号 平成26年度下田市補正予算の中で、21ページの0225事業、新庁舎等建設推進事業についてであります。本会議におきましても、この点については基本構想と基本計画を分けて進めたらどうかと、こういう質問がなされたと思いますが、これらがどのように審議をされたのかという点と、基本的に、楠山市長のここの新庁舎の位置の問題等に対する経過から言えば、住民合意がされていないのではないかと。しかも、地域的に見て住民合意がされていないのではないかとという点についてはどのように審議がなされたのか、2点目としてお尋ねをしたいと思います。

さらに、全審議委員が辞職をされていると、こういう経緯を踏んでいるわけですので、こちら辺の整理が委員会としてどのように整理をしたのか。委員会審議といいますか、市民が庁舎はどうあるべきかということはこの審議委員の皆さんにお諮りをしているわけですので、これはもう重大な問題だと思うわけです。これは見過ごすことができないということになると思いますし、その反省の上にどのような新たな審議委員が選出され、審議が進められることになるのかということに通じていくことになるかと思っておりますので、この問題のこの審議のあり方についてどのように議論がされたのか、3点目としてお尋ねをしたいと思います。

さらに、伊藤議員の質問等は、予定地の調査が終わっていないんじゃないかと。形状、地質、それから地籍等の調査が、予算を前回の補正で出されているながらこれらの事業が終わっていないと。こういう中で新たにこの審議をされるというのは時期尚早ではないかと。こういう指摘があったかと思うんですが、これらの点はどのように吟味され議論がされたのか、

お尋ねをしたいと思います。

さらに、現在、当局が進めようとしております敷根案については、災害拠点になるのかという、適地ではないではないかと。ガラ等が全てそこに集まってきて道路もないと。ガソリンスタンドも前にあると。火災が海水につかった自動車等で発生する可能性もあると。そういう場所ではないかと。道路も狭いと。そういう点がどのように審議がされたのかと。実質的にはこの地域で進めていくということになりますと、その案が歩いていくということになりますので、当然今の段階でそこまで議論を進めていく必要があると思うんですけども、審議会としてその点がどのように議論がされたのかと。

それから、さらに5点目としまして、こここのところの経緯を見ていきますと、市長の提案が思いつきと言っては失礼かもしれませんが、安易にくるくると変えられてきていると。これらの経緯をどのように議論しているんだと。しかも、この交付税算入される、されないの減災・防災のお金を中心にして物事が進められてきているのではないかと、交付税の。それだけにかかわらず、まちづくりをどうしていくかという観点がどう議論されたんだと。28年度が過ぎてしまうとこれが対象にならないなんて議論がされているようですけども、必ずしもそうではなかろうと。これが29年、あるいは30年になっても、特別措置法のようなので一定の経緯は踏むんでしょうけれども、状況から言えば28年度で全く終わりにになってしまうというような状況ではなかろうと。そこら辺の国の動向をどのように捉え、どう議論してきたのかと。これらの点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 今、沢登議員より7項目ですか、細かい、いわゆる住民合意、その他からの質問が出ましたけれども、委員会の中でも今沢登議員が言われたような細かな点から大きな質問、それぞれ出ました。それについて議論はそれぞれ確かにありました。今出されたような質問等も委員会の中で出ました。

その回答、まず、住民合意の件ですけども、これについては大きな流れといいますか、そういうのが当局といいますか室長の議論の中で、はっきりしたいいわゆる状況等もわからない部分があったので、楠山市長と副市長の出席を求め、委員会としては細かな点まで今後の方針も聞いて審議をしました。

それで、まず、今逆からちょっと言いますと、現在地に関しての状況、その他交通の便なんかも出入り口の議論等もありまして、その点を駐車場も合わせてどうしたらいいかという

ような議論はされました。それは今後、課題としてやっていくと。

それと、大きくは、先ほどの地質調査ですとかそういったものも議論の中で早めに調査をして結果を出すと。それと、審議会が変わったということについては結果だけの説明で、その後の状況等は議論はありませんでした。

それから、住民合意に関しては、諸所いろんなところが委員会の中でも出されましたが、浸水域外であるということであれば現在地等もやむを得ないなどさまざまな意見が出されました。その中で、当局の説明を十分現在地に関しても聞いたということです、委員会として。

それで一番最初は、沢登議員、何と。

〔発言する者あり〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 分離の件ですね。すみません。

その基本構想と基本計画について、委員の中でもそういった案、またはその他の議論がありましたけれども、委員会の中で当局、いわゆる説明の中で、調査、そういったものがはっきりし、現状のもので調査、その他いわゆる議論になっている総合庁舎との問題、その他の問題がはっきりした段階であれば、その基本構想と計画は一体でなければ、いわゆる予算化して一体でなければ計画が実行できないのではないかというような意見もあり、分離案その他も一部そういう話は出ましたけれども、流れとしては一体であるものだろうということで協議はされました、委員会の中では。

あと、5番目ですか、敷根、委員会ではその話は出ませんでした。

あと、市長のあれですけども、市長等も出席を求め、いわゆる大局の案ですとか今後の方針等をいろいろ聞いた中で、委員会としてはいわゆる今後の方針ですとか、そういったものをある程度そういった形で理解できたというような形で審査を行いました。

あと……

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） お答えをいただきましたけれども、質問が多くて混乱されたようで申しわけなくと思いますが、やはりこの……

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 沢登議員、すみません。

1問ずつ、すみませんが質問をしていただけますか。

○7番（沢登英信君） わかりました。

道路等が狭くて、これをどうするんだと。危険箇所ではないかと。地域的にも狭いし、下

田富士の急傾斜地もあるしというような点が既に指摘をされていることと思うんですが、これらについては議論がされなかったという答弁をいただいたかと思うんですけれども、そういうことでいいのかという点と、次は、今の発言の中で、総合庁舎の敷根の下田スポーツセンター敷地を提供するというお話が市長のほうからなされて、それらも含めて議論がされたような発言があったかと思うんですが、そこら辺は改めてどういうぐあいな議論がされたのか。

特に、議員の中からも総合庁舎と一体として検討したらどうかと、こういう意見もある中で、この基本構想・基本計画を今の時点で進めていくというのは、やはりいろいろ時期的な問題や、市長の提案そのものと齟齬するような形になってくるし、県の庁舎と一体にしたらどうかという意見も当然市民の中に出てくるわけですから、それらの意見が議論されずに切り捨ててしまうというような結論を、委員会とそこを議論しないで出したのではまずいのではないかと、こんな思いがするものですから、その点はどのように議論がされたのかお尋ねをしたいと思います。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 委員会の中で庁舎との、いわゆる新聞その他報道にもありましたとおり、今の現庁舎、県の庁舎ですね、この敷根の移転について、下田市の庁舎との一部一体化というような議論も確かにされました。された中で、議題となった中心が図書館、それと保育センターの件でございます。この本会議でも市長が述べられたように、図書館の現総合庁舎への移行の話との兼ね合い、こういったものがはっきりされていないうちのいわゆる構想と基本計画がなされるのはどうかというような意見も、当然委員会の中ではありました。

ただ、その中で、委員会の中ではそういう話もありましたけれども、現図書館その他のいわゆる庁舎において、今の庁舎と違いがはっきりしないという疑問点がある等の議論もされたんですけれども、地質調査、それから県とのそういった話がはっきりし、ましてやそういった後の図書館の審議会、これが市長が述べられたように早急に審議会も行うということで、この辺がはっきりしてくれば将来的に30年、いわゆる市庁舎建設に向けての、いわゆる交付税の問題もあり、そういった流れからも、時間的なことも考慮してまず第一歩を進めるべきではないかという意見が大勢を占めて、いわゆる委員会の中では一部そういった意見がありましたけれども、大方は一体を進めるべきだというふうなことに意見が多数ということになります。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 委員会に修正案が出されたというふうに聞いています。修正案というのは、この予算を延期して、とりあえず予備費に回して延期しましょうというふうな案だと思いますが、それらの意見、議論の中で、いまだ用地測量の調査結果が出ていないというふうなことだとか、あるいは県の総合庁舎の移転の問題が、まだ問題として出てきたばかりで、具体的な内容が全然はつきりしていないというふうな、そういう段階では、この作成委託業務費用218万円の執行は延ばすべきではないのかというふうな意見等が委員会のほうであって、いろいろ議論されたというふうに聞いていますが、そこら辺のところ、どういうふうな形でこの問題が出てきて、今私が言ったような問題が本当に議論されたのか、どういうふうな方向に行ったのかということについてお聞かせください。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 鈴木 敬議員の質問にお答えしますが、確かに伊藤議員より一般会計の補正修正案が出ました。

その最大の理由としては、新庁舎に対して、いわゆる先行きの不透明な部分ですとか、そういった先ほど言われたようなところ、もっと検討すべきじゃないかという、時期尚早じゃないかという、そういう形で修正案が出ましたけれども、いわゆる9月の議会で、いわゆる地質調査、この辺と、いわゆるあと図書館の審議会の問題、それと、それに関連した県の総合庁舎の知事との話、こういった大きな3つの流れの中で、地質調査の件については、そういったので早急に実行をすべきだろうというので、我々も委員会の中で強く求め、そういった意見も市長、副市長の出席を求め、確認を委員会の中で早急にすることによって、そういった確認をしたところであります、委員会の中では。

あと、そういったあれで、図書館の審議会もできるだけ早く、今月中には開くだろうというようなそういうあれもありまして、あと、知事とのあれはちょっと不特定だったんですが、そういうあれも、いわゆる前倒しで早急にやるというようなご意見がありましたので、委員会としては、全員じゃないですけども、そういった説明を受けて、やむを得ないだろうというような形で委員会としては承諾したということです。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） いまだ流動的な様子が、用地測量がまだ明らかになっていない点だと

か、これは用地が、移転地が本当に適地なのか、浸水深の問題だとか急傾地対策だとか等々を考えて、液状化の問題等々もありますが、そういう問題も踏まえた上で、本当に用地が、移転先が適地なのかどうなのかの一つの判断材料であるというふうなことで用地測量をやっているんだと思いますが、また、県総合庁舎の移転に関しては、それによって図書館がどうなるかということは、庁舎建設にとって物すごく大きな要素になると思います。そこら辺の不確定要素がいまだに流動的になっている段階で、本当にこの基本構想・基本計画の作成委託をしてもよいのかどうなのかというような意見があって、そこら辺のところ、市の当局のほうにもそういうふうな意見をぶつけたというふうにも聞いているんですが、当局のほうはそういうふうなことにしてはどのように答えておられましたか。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 委員会としては、前々からやっているいわゆる地質調査、これが12月、当然もう9月の予算の中で、もう12月になっても進んでいないというのは遅いじゃないかというようなことで、当局等の説明を求め、早急にそれは調査結果を出すべきだろうということで、早急にして、1月中旬頃には報告できるだろうというような話もいただいています。その途中経過の報告ですね。周りの一部、地質調査もした参考にもするんですけども、結局それを今後早急にやるということ。それから、あと、いわゆる総合庁舎図書館の問題、これも審議会を早急に開いて結論を、結論といいますか審議会にかけてやっていくというような説明も受けました。

そういうのがそろって初めて、いわゆる予算執行、実行に移していく。構想がなければその一歩を進めないだろうというような、委員会の中でも、いわゆる形として何かなければ住民に説明するにも一歩先へ進めないだろうというような意見もありまして、それで今回一つの構想と計画、実行というような流れの中での、というような説明を受けて、それで委員会としては、一部ですけども、やむを得ないだろうというようなことで結論は出ました。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。3回目です。

○5番（鈴木 敬君） 予算案は、この議会で議案という計上をして予算案を一応成立させるけれども、その予算案を施行する、実行する、実施するのは、そのようなある程度未確定、不確定上、流動的な要素がある程度はつきりするまでその実施に関しては間を置くというか延期するというかというふうなことが、委員会のほうで、当局も含めてそういう話があったというふうに聞きますが、それはそういうふうに取り扱ってよろしいのでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 延期というそういう説明ではなく、そういったものははっきりした時点で実行していきますよというような説明です。延期ということではなくて、そういった先ほど言ったものがはっきりした時点で、それはもう当局の委員会での執行していくというふうなことです。

○議長（土屋 忍君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。
質疑の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。
10分間休憩します。

午前11時 2分休憩

午前11時12分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第60号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対し、伊藤英雄君外1人から、お手元に配付しました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

○3番（伊藤英雄君） 議長の指名を受け、ただいまより議第60号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議を行います。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙修正案を添えて提出します。

議第60号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第6号）を次のとおり修正します。

2款総務費、補正額1,692万円を1,473万1,000円に減額する。合計16億3,055万6,000円を16億2,836万7,000円に減額する。

2款1項総務管理費、補正額843万7,000円を624万8,000円に減額する。計10億9,804万5,000円を10億9,585万6,000円に減額する。

12款予備費、補正額799万2,000円を1,018万1,000円に増額修正する。計4,407万7,000円を

4,626万6,000円に増額修正する。

12款1項予備費、補正額799万2,000円を1,018万1,000円に増額修正する。計4,407万7,000円を4,626万6,000円に増額修正する。

歳出合計に変更はありません。

第2表、債務負担行為補正を次のように改めます。

新庁舎等建設基本構想・基本計画等作成業務委託料を全額削除といたします。

修正案の説明資料については、読んでいただければ結構かと思います。

それでは、なぜ新庁舎基本構想・基本計画の予算の削除を行うかを説明いたします。

12月5日の予算説明において、施設整備室長は、基本構想・基本計画では、これまでどおり図書館と市庁舎の合築で行う旨の説明を行いました。つまり、予算提出時においては図書館と市庁舎は合築でした。ところが、土・日を挟んで、8日の総務文教委員会において、図書館は県の総合庁舎内に設置するというので、新庁舎は図書館と合築をしないという予算提出時とは全く異なる説明をしました。図書館を新庁舎内につくる場合と総合庁舎内につくる場合との予算の比較も、利便性、その他の検討資料の提出、説明はありませんでした。

したがって、委員会でも図書館の合築を取りやめることについての是非についての審議は何も行っていない。何も審議が行われていない図書館との合築のない基本構想・基本計画の予算を通すことなど、議会の常識としてあり得ません。

しかも、県の総合庁舎内に図書館をつくることについて、図書館審議会への説明も行われていないことがはっきりしました。民主主義の根幹である手続が行われていないということでもあります。また、県との交渉も行われていないというのでは、予算を提出する状況にはなっていないことがはっきりしました。

基本構想・基本計画を作成した後、県との交渉で、県は総合庁舎跡を貸すことができない。あるいは、県は総合庁舎の使用をする予定がないので、図書館をつくるのであれば下田市で総合庁舎を購入してほしい。あるいは、総合庁舎の改造費や維持費、つまり家賃が高額で、下田市の財政上負担できかねる。こういうことが想定されるわけではありますが、こうなった場合には、3回目の基本構想・基本計画を約1,000万円かけて策定するということになりかねません。今の状況を考えれば、手続的にも財政的にも、基本構想・基本計画の作成は時期尚早と言わざるを得ません。

何よりも、委員会では図書館の合築をやめることの是非について説明もなければ審議も行われていません。本会議においても、図書館の合築をやめること、総合庁舎内に図書館をつ

くることの資料提出、説明、あるいは審議は行われてはいません。審議の行われていない以上、図書館との合築をしない基本構想・基本計画の予算削除は議会として当然の結論であります。

ベイステージでは、観光客が100万人来るとの計画でしたが、自治省の交付税では観光の振興に自由に使うことはできないので、そのような計画は無謀ではないか、こういう意見が市民の間から出ましたが、結果としては、そのとおり観光施設としては非常に使い勝手の悪いベイステージができたわけであります。

しかし、それでも委員会や本会議では審議は行われておりました。審議の結果、建設が決まったのであります。もし、何の審議も行われないうちに図書館の併設をやめる基本構想・基本計画の予算が通るようなことがあれば、まさしく下田市議会の汚点として残ることだと思います。

また、現在の新庁舎の建設工程は、平成30年度竣工で組まれております。しかし、30年竣工を除けば、緊急減災・防災事業債を使うことだけで考えれば、12月議会で予算を削除することによる支障はありません。

以上で私の動議と説明を終わります。

○議長（土屋 忍君） 提出者の説明は終わりましたので、これより修正案に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋 忍君） これをもって、修正案に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

以上で、委員長報告と質疑及び修正案の説明と質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第55号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第55号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第56号 下田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第56号 下田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第57号 下田市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第57号 下田市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第58号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第58号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第59号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第59号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第60号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第6号）及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

岸山久志君。

〔6番 岸山久志君登壇〕

○6番（岸山久志君） 原案についての賛成意見を述べさせていただきます。

特に、0225事業、新庁舎等建設基本構想・基本計画等作成業務委託についての賛成意見を述べさせていただきます。

総務文教委員会では、この件につきましては、市長、副市長を呼び、委員会で意見を聞き

ました。また、改めて協議会という形で施設室長を呼び、意見を求め、また審議いたしました。

その席で、市長は現在ある図書館などと併設で庁舎を建設するという事を見直したいという思いを聞きました。そのことに当たり、施設室長は、市長の思いに当たり、これから着工予定であります私有地の地質調査、測量等の結果が出て、また、県の意向がはっきりし、そして図書館審議会の経過という3点の結果が出てから新庁舎建設基本構想・基本設計等作成業務委託を契約すると断言いたしました。

また、現在言われている防災・減災事業債のタイムリミットが非常にタイトであり、遅れると先は見えないということもおっしゃいました。この事業債を逃すことは、非常にこれからの将来の市民にとっての大きな重荷になることも間違いございません。また、市民にどのような形の庁舎ができるのかということも明らかにすることも必要と思います。

これらのことを踏まえ、今回の補正予算に賛成いたします。

○議長（土屋 忍君） 次に、原案と修正案の両方に反対意見の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（土屋 忍君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

大黒孝行君。

[9 番 大黒孝行君登壇]

○9番（大黒孝行君） 委員会でも本修正に賛成をしたものでありますが、残念ながら少数であり、委員長報告の結果となり、本会議において同僚議員の良識に訴え賛同を得たいと、修正案賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、27年度問題で、庁舎新築は他の公共施設、公民館、学校統廃合、図書館、給食センター、幼保の一元化、園の問題、その耐震化、建てかえに大きな財政出動を余儀なくされ、5カ年計画重点施策として27年を目途に取り組んできたことはご案内のことと存じます。

この間、第二の夕張市にならないために、自由な期待もままならないそうした夕張市のような財政逼迫した財政状況で、それらの財政出動に備える財政健全化が最優先課題とされ、特別職市長を初め、市職員、市民の皆様にも多大な犠牲と負担をお願いし、我々議員もまた定数削減等、総額で全国800余の市の中で、平成合併、市町村の合併で誕生した市を除き、全国で最低クラス的环境の中で、この二元代表制のもとでの議会制民主主義の健全な持続のコストとしてぎりぎりの努力をしてきて今日に至っております。結果、庁舎建設基金もほとんどないに等しい状況から、6億円兆の基金積み増しができる今日になっております。

さきの東北大震災を目の当たりにし、今日に至るまでの経過は議員各位ご案内のとおりであります。さきの石井前市長が、新庁舎建設で諮問し、その答申は、高台、現在地の両論併記でありました。大震災を受け、前市長は高台を決意し、粛々と都市計画変更等の行政手続が進んでおり、市民の多くも高台建設やむなしのコンセプトは醸成をされていたと私は認識をいたしておりましたが、現楠山市長になり、さまざまな新庁舎建設の安易な定義をされ、2年が過ぎ、市長の諮問した審議会の高台移転の答申を受けた直後、最終候補地として民有地案が提議をされ、改めて審議をお願いするも審議会委員全員が辞任をするという結果を受けての、今議会に提案をされた補正予算であります。

まず、行政の継続性、行政運営の手続上の規定と観点から大変な危惧を常に抱いておりました。本会議、協議会、また、さきの市政懇話会の中でも十分な説明がなされていないとの考えでも思うところでもございます。議会が市民合意形成を声高に訴える議員もあり、努力していくとの答弁は、結果それはなったという認識は、私は混迷を深めたとの思いが強うございます。

さらにまた、県の総合庁舎の高台移転案が知事より示され、その推移も不透明であり、市長の思いは思いとしてお伺いをいたしますが、多くの不確定、不透明な部分が残りの、十分な説明はされてきていないのは先ほどの伊藤議員の説明でも述べられたところでもあります。また、私自身も強くそれを感じております。

そうした中での委員会の結論でありましたが、そんなことはないとは考えますが、根回しというか多数派工作で押し切ろう、これも必要なことかとは思いますが、個々人との話し合いで乗り切ろうという手法は、公の議論の経過と委員会の結論の結果の乖離を強く感じたものであります。もし、仮にそういう手法で今後臨むのであれば、今回の審議会が前回の轍を踏む結果となりはしないか危険性を感じるものでもあります。

審議会の協議が自由で活発なもの、形骸化をさせないためにも、議論の場の保障として、でき得る限りの委員の判断に供する議論を深める資料の提示が必要不可欠と求められると。そのためにもせめて、急傾斜地、Bランクに指定される地区でもあり、地質調査の中間報告が可能と言われた1月中旬を待って、1カ月余ではありますが、構想計画の策定に向けての準備に庁内を精力的に進めていただき、不透明、不確定な部分、要素を詰められるだけ詰めていく努力を重ね、審議会に臨むべきであると考えます。議会には、1月中で臨時議会の対応で妥当だという思いでございます。

議員各位の真摯な判断をお願いをして、修正案に対する賛成討論とさせていただきます。

終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

大川敏雄君。

〔14番 大川敏雄君登壇〕

○14番（大川敏雄君） 私は、議第60号に賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、現在のこの庁舎本館、昭和32年に建設されて既にもう57年たっております。それから、別館は昭和42年に建設しまして既に47年が経過しているわけです。つまりは、この市役所の施設が非常に老朽化が著しく、新耐震基準を満たしていないのは事実であります。その上に立って、現庁舎を早期に建てかえの必要があるんだと、こういう認識は恐らく各議員とも共通していると思います。

加えまして、平成27年度まで公共の特定建築物の耐震施設を100%にする国の方針に基づきまして、第4次総合計画にこの27年度建設しようということが、この計画に織り込みされました。いつ起きてもおかしくない、そういう東海沖地震、あるいは東日本大震災の発生を踏まえ、新庁舎の早期建設は共通した認識に立っていると思います。

次に、建設位置の決定でございますが、前石井市長の時代に、平成23年3月11日、東日本大震災の発生後、翌年の24年3月31日に南海トラフの巨大地震モデル検討会が、下田市の最大津波高が25.3メートルに想定されることの発表を受けまして、敷根地域の公園前面に建設することを前市長の時代に決定いたしました。

また一方、現楠山市長は、平成24年8月、南海トラフ巨大地震による津波高、あるいは浸水地域等の発表を受けて、平成25年3月議会で新庁舎建設を再検討するという方針を出したわけです。その後、3候補地を検討いたしました。本年9月に至って、敷根の民有地を最終候補地とすることを表明いたしました。この決定の理由の一つとして、市の財政負担の軽減にもなる、平成28年度着工が前提条件となりますが、緊急防災・減災事業債の適用を受けられる場所と判断したからであります。

そして、建設に向けて、第一段階として、本年9月の議会に地質調査、用地測量及び地形測量の業務委託費870万円を議会に上程し、議会は総務常任委員会においては全員可決と、そして本会議においては多数決で承認された経過がございます。

津波浸水区域外で新庁舎を建設するだけの適地を見出すことは本当に難しいという感じを受けております。そういう意味では、私はやむを得ない判断だと思います。ただ、この民有

地周辺の交通事情等環境条件を考えると、私個人としては、図書館や保健センターの機能を有する施設を合築することを避け、市役所本来の機能を有する建物を建設することがよいのではないかと考えております。

この12月には、新庁舎等建設基本構想・基本計画など作成業務委託料を平成26年、27年の債務負担行為で1,094万2,000円を計上するとともに、平成26年度は本構想の策定を目指して、新しい審議委員の報償費12万円と委託料218万9,000円の補正予算を上程されております。

過日の総務文教委員会のこの審議を経て、明らかになったことが3点あります。

市長はこの12月中に知事と面談をして、県の下田総合庁舎のサンワーク下田への移転と現庁舎の利活用、下田総合庁舎ですが、利活用について協議をして内容を詰めることが表明されました。

2つ目には、12月16日には下田市立図書館の協議会が行われて、ここで理解を求めると、こういうことも表明されました。

3点目には、さらに地質調査、あるいは境界測量について、来年の1月中には中間報告を受けること。

以上のことを、結果を十分検討した上、基本構想・基本計画等の業務の委託契約の手続をとるということでもあります。今の3条件を十分協議をして、検討をして、そして契約をする。ということが当局から表明をされております。

また、この委員会においては、新庁舎の建設スケジュールについても詳しく説明を受けました。平成30年の開庁に向けて、現在のスケジュールは非常に厳しい日程になるという説明もありました。私もそういう認識に立っております。

よって、このようなこれから非常に大きな事業の準備作業を考えると、予算承認をすることはやむを得ないのではないかと私は判断をして、賛成討論を終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

鈴木 敬君。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

○5番（鈴木 敬君） 議第60号 一般会計補正予算（第6号）に反対する立場から意見を述べたいと思います。

反対するのは、新庁舎等建設基本構想・基本計画等作成業務委託費218万円の計上についてであります。

さきの9月議会においても、私は新庁舎等建設候補地地形測量、用地測量、地質調査業務

委託費の補正計上に反対の意見を述べました。理由は幾つか挙げました。場所的な問題で言えば、本当に津波浸水に大丈夫なのか。土砂災害、急傾斜の土砂災害対策、そういうものの危険性はないのか。また、地形的に建物が道路下になってしまう。本当にこれで下田市のシンボリックな建物としてなるのかどうなのか。また、道路を含めて周辺環境はどうか等々、本当に庁舎として適地であるのか疑問があると主張をしました。

何よりも問題なのは、庁舎を現在地から移転をする、それでは現在地はどうするのか、跡地利用をどうするのかということが全く明らかにされていないという点です。庁舎を移転することによって、下田のこの町がどのように変わっていくのか、この町をどのように変えていくのかについて何も明らかにしようとしなないということです。

9月議会において、このような理由から私は調査費の計上に反対しました。緊急防災・減災事業債というおいしい餌に惑わされて大局を見失うことのないようにとも申し上げました。

12月になって状況はどうなったのか。敷根民有地が適地かどうかの判断材料とするんだとして9月に補正計上された地形地質調査事業は、いまだ調査結果が出ていません。私が新庁舎建設の一番の事業目的であると主張している庁舎建設による新しいまちづくりについて、もし庁舎移転をするのであれば、跡地利用をどうするのか、中心市街地をどのように再生していくのかというような点について、市長はこの間の議会答弁の中で、庁舎建設と跡地利用を一体的に推進するという考えはないことを表明しております。

一方、新しい状況も出現しました。県の総合庁舎が敷根地区に移転するというものです。しかし、まだ話として出てきただけで、具体的な内容はこれからです。特に、庁舎建設と大きく関係してきそうな総合庁舎の跡地利用についても、まだアイデアが出てきたという段階です。

このような現在の状況を見てみると、事態はいまだ流動的であり、今の時点で新庁舎の基本構想・基本計画に着手するには少し時期尚早かなと思います。何度も何度も声を大にして言いますが、今の下田市は少子高齢化、人口減少社会の急速な進行にあらわされるように、まさしく危機的状況にあります。今、下田市がなさねばならぬ第一のことは、市内経済の再生です。

市長は、現市役所庁舎は老朽化が甚だしく、耐震性が全くなく、職員の身の安全が確保できず、一刻も早く移転し建て直すべきだと言います。しかし、市民は高台に移転ができません。それどころか経済が落ち込み、事業所が消え、雇用がなくなり、下田の町に住んでいられなくなりそうです。来るべきXデー、大地震や大津波の発生に備え、庁舎建設と職員の安

全を図ることは必要な事業であります。しかし、そのために30億円以上もの資金を投ずるのであれば、その事業が少しでも多く市民生活の安定に寄与できるようなものになるべきだと思います。

私はそのような観点から、この12月議会における基本構想・基本計画の策定業務委託はまだ時期尚早であるというふうなことで反対します。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 議第60号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対する修正案に賛成の討論をさせていただきます。

そもそもこのような補正予算を当局が出してくるということ自身が大変恥ずかしいことだと。市長としての、当局としての資質を疑わなければならないような議案ではないかと。しかもそのような議案を、問題点をきっちりと指摘することなく、問題が明らかであることを承知しながら、為にする議論をしていると。議員の資質を問われるような賛成討論であったと。こう感想を述べなければならないと思うわけであります。

一つは、前回の敷根高台案、図書館との合築をするんだと、こういう提案であったと思います。私は、図書館との合築は考え直すべきだと、見直すべきだと、こういう発言をしてまいりました。それは、現在図書館は市内にあると。しかも中央公民館と兼ねていると。このような状態の中で、何らそこにあることに不都合がないと。むしろこれをよりよくしていく。現在の図書館そのものが大変古くなり、機能低下しているというのはそのとおりではありませんけれども、水道課の施設は事務所は統合しないと。こういう状態の中で町全体のまちづくりを考えていきますと、教育委員会と中央公民館が現在兼ねておりますが、兼ねるのがいいのはいずれにしても、庁舎と統合する必要というのは必ずしもないのではないかと、こういう問題提起をしました。

しかし、当局の回答は、1カ所に集めるのが効率的でいいんだと、こういう回答であったわけです。これが3カ月足らずの間に、今度は図書館を別建てにするんだと。総合庁舎が使えるかもしれないからと。これではどこにまちづくりの理念があるのかと。しかも、これらのものは図書館の審議会や教育委員会で議論されてきたことではなく、まさに市長の思いつきでくるくと提案が変わってきている、こういうことが事実として明らかになってきてい

るのではないかと私は思うわけであります。

このようなことから言えば、前回の賛成者は3つの点が、3つの点というのは、図書館の審議会の問題や、あるいは県との総合庁舎の移転の話し合いが済んだ時点で予算執行をするからこれでいいんだと。予算とはそんな条件づけで予算化し、執行するものでないことは明らかじゃないですか。長く議員をやっていて、そんなことさえ見過ごしてチェックをしないなんていうのはとんでもないことじゃないかと私は思うわけであります。反省を求めたいと。そして、この反省は議会だけではない。市長がまず一番反省をしなければならないことだと思います。これは撤回をすべき内容を含んでいると。せめて議会の優しさとして執行をとめるこの修正案の内容になっているんだろうと思うわけであります。

そして、津波が耐震性で27年度までに庁舎を新しくして、耐震性を持って防災の拠点にするんだと、こういうことですが、当局の提案を見ましても、28年度、あるいは29年度にならなければ完成がしないと。こういうことから言えば、その期間までは防災の拠点にならないことは明らかだろうと思います。

したがいまして、現在の庁舎を地震対策や水害対策をできるものをして、市民と一緒に避難をすると。こういう体制をより一層強化にしていくと。こういうことが今求められているんだろうと思うわけです。

しかも、市内に入ってみますと、全くこの敷根の第3案の用地の合意は全くないというのが実態ではないかと思えます。前回の審議会が、現地点か、あるいは敷根公園か、この2つに絞り込んできた経過から言えば、第3の案をすぐさま出してくるなど、全く審議委員の皆さんが辞任をするというこういう結果を招いているわけですから、その反省も市長は全くないと、こういうぐあいに見なければならぬと。市民の合意のないもの、そして問題点が明らかになり、今の時点で予算化しなくても十分間に合う内容であると。こういうことから言えば、この予算を修正をせずに通すということは議会としての資質が疑われると。議員としての資質を疑わなければならぬと。チェック機能を果たしていないと。こういうことにならざるを得ないと思うわけであります。

ぜひとも議員の皆さんの再考を心からお願いをして、修正案賛成討論を終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

これより議第60号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

まず、本案に対する伊藤英雄君外1名から提出された修正案について、起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋 忍君） 起立少数であります。

よって、議第60号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対する修正案は、否決されました。

次に、原案について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第60号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第61号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第61号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）

は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第62号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第62号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第63号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第63号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第64号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第64号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第65号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第65号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、請願第1号 行政書士法違反書類の下田市各機関への提出排除に関する請願を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、請願第1号 行政書士法違反書類の下田市各機関への提出排除に関する請願は、

委員長の報告どおりこれを採択することに決定いたしました。

◎発議第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、発議第7号 農林漁業用に係る軽油引取税の課税免除措置の恒久化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） お手元の発議第7号の資料を開いていただきたいと思います。

発議第7号 農林漁業用に係る軽油引取税の課税免除措置の恒久化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、農林漁業用に係る軽油引取税の課税免除措置の恒久化を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣に提出するものとする。

平成26年12月11日提出。

提出者、下田市議会議員、沢登英信。

以下、敬称を略させていただきます。

賛成者、下田市議会議員、伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく鈴木 敬、同じく大黒孝行、同じく森 温繁、同じく大川敏雄。

提案理由。

農林漁業用に係る軽油引取税の課税免除措置の恒久化を求めるため。

農林漁業用に係る軽油引取税の課税免除措置の恒久化を求める意見書。

道路を利用しない機械等の動力源に使用する軽油について、1リットル当たり32円10銭の軽油引取税を課税免除する特例措置（免税軽油制度）が、平成27年3月末で廃止されることとなっている。

免税軽油制度は、多彩で高品質な農林水産物を生産している本県の農林漁業において、作業用機械や漁船など幅広い用途に活用されており、経営の安定や収益の向上に貢献してきた。

円安などにより燃油価格が高止まりする中、免税軽油制度が廃止されれば、農林漁業の経営に大きな影響を与え、特に、漁業においては、コストに占める燃油費の割合が極めて大きく、多くの零細な沿岸漁業者が廃業に追い込まれるなど、地域経済に深刻な影響を及ぼすこ

とが懸念される。

よって国においては、軽油引取税の課税免除措置を恒久化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月11日。

静岡県下田市議会。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発議第7号 農林漁業用に係る軽油引取税の課税免除措置の恒久化を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

発議第7号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、発議第7号 農林漁業用に係る軽油引取税の課税免除措置の恒久化を求める意見書の提出について、お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第7号 農林漁業用に係る軽油引取税の課税免除措置の恒久化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（土屋 忍君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもって平成26年12月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

なお、第1委員会室において各議員の写真撮影、アンケート調査等を行いますので、よろしくをお願いいたします。

午後 1時10分閉会